

第3回 火力電源入札ワーキンググループ

～東京電力（株）による火力電源入札を踏まえた今後の入札制度のあり方～

平成25年11月7日（木）

事務局提出資料

火力電源入札の経緯①

1. 募集内容

①募集規模と供給開始時期

平成31年6月から平成33年6月までに供給開始する火力電源260万kWを一括募集

②電源タイプ

年間契約基準利用率が70%～80%のベース電源

③契約供給期間

原則15年間(10年～30年の範囲で選択可能)

④上限価格

9.53円／kWh

2. 実施スケジュール

平成24年	11月13日	入札募集要綱案に関する事前説明会を開催／意見募集(RFC)の実施(11/13～11/27)
	12月13日	意見募集(RFC)結果の公表
	12月14日	中立的機関(火力電源入札WG①)の開催(入札募集要綱案の審議・座長一任の上了承)
平成25年	2月15日	入札説明会の開催／入札募集受付開始
	5月24日	入札応募締切り
	7月2日	中立的機関(火力電源入札WG②)の開催(非公開・評価報告書案の審議)
	7月30日	中立的機関(火力電源入札WG③)の開催(非公開・評価報告書案の審議・了承)

火力電源入札の経緯②

3. 落札者

中部電力(株)、新日鐵住金(株)、電源開発(株) 計3社 68万kW

火力電源入札の評価

1. アンケート調査の結果を踏まえた要因分析(課題の抽出)

東京電力において、今回募集の事前説明会へ参加された企業を中心に、今回の募集条件に対する意見・コメント等についてのアンケート調査を実施した。その結果を取りまとめて要因を分析し、7月30日に開催した火力電源入札WG(非公開)において、東京電力から以下の報告を受けている。

- ① 応札断念に至った主要なハードルは、「検討期間不足」及び「上限価格水準」の2点
- ② 今回募集の締切り後も、次回以降の募集に向けて、検討を継続(又は中止には至っていない)いただいており、次回以降の応札に向けた要望は、主に以下の3点
 - ・ 上限価格の引き上げ
 - ・ 十分な検討期間の確保
 - ・ その他入札条件の見直し(応札以降の金利の変動考慮 等)

2. 課題に対する対応

上記1.の課題については、現行ルールの下で入札実施会社である東京電力が検討すべきものである。また、本WG(非公開)においては、委員の方々から、募集規模に満たなかったことを踏まえ、東京電力の再募集に当たっては、競争的入札を実施する方法として、募集規模を絞ることや上限価格を国の入札制度と同様に非公開とすることを検討してはどうかとの意見をいただいている。前者については、上記1.と同様、東京電力が検討すべきものであるが、後者については、「新しい火力電力入札の運用に係る指針(改訂)」や「電気事業法施行規則」の現行ルールを改正せずに東京電力が検討することは困難であるため、行政において改正作業を行うに当たり、本WG委員のご意見を参考に致したく、本日、ご議論いただきたいと考えている。

【課題】

- 現行ガイドライン上（II-4.-(8)(a)）は、入札実施会社が自社応札する場合、事前に上限価格を公表することを要しないとしている。入札実施会社が自社応札しない場合の対応は明記されていないが、東京電力の火力入札においては、上限価格の公表を行ったところである。
- 一般に、入札において募集量と比較して十分な量の応募が見込まれる場合には、上限価格の公表を行うことで、入札予定者に対して上限価格を下回る価格帯での入札を促し、入札者同士の競争を促進する効果が期待できる。他方で、募集量と比較して応募が少ないと見込まれる場合には、上限価格を公表することにより、入札者の入札価格が上限価格に限りなく近づく負の効果を持つこととなる。
- このため、「電力の安定供給と電気料金の一層の適正な原価の形成を促す」という現行ガイドラインの目的を踏まえ、入札実施会社が自社応札しない場合における上限価格の公表の可否をどのように考えるべきか。

（参考1）新しい火力電源入札の運用に係る指針（改訂）抜粋

（8）上限価格について

入札実施の目的が、競争原理を導入して安価な電源を調達することにより電力供給の効率化を図るものであることを踏まえれば、入札実施会社が自社応札する場合を含め、上限となる価格は自社で電源を設置する場合に要すると考えられるコスト以下に設定されることが望ましく、こうした観点についても、具体的な基準を策定する際に配慮する必要がある。

（a）入札実施会社が自社応札する場合

落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定する。落札価格が電気料金算定上の適正な原価とみなされることから、ここで設定される上限価格は、能率的な経営の下における適正なコストを前提とする必要がある（この場合、事前に上限価格を公表することは要しない）。

（b）入札実施会社が自社応札しない場合

特定の電源設置を入札電源の購入により直ちに切りやめるものではないため、入札実施会社が自らの開発電源を中長期的に調整し、火力電源の一部の開発を取りやめることを想定し、入札対象電源と類似の時期に運転開始する予定の火力発電所の平均的なデータや、至近の電源開発に係る実績コスト等を参考に設定することとする。

（参考2）電気事業法施行規則抜粋

（入札）

第三十条 法第二十二条第五項の経済産業省令で定める入札の実施の方法の要件は、次のとおりとする。

- 一 入札により受けようとする卸供給に係る価格について上限があり、その価格（以下「上限価格」という。）が供給計画において経済産業大臣に届け出られたものであること。ただし、募集を行う一般電気事業者自らが応札しようとする場合は、この限りではない。
- 二 募集期間が三月以上であること。
- 三 次の事項が募集の開始の前に公表されること。
 - イ 募集期間その他の募集の手続
 - ロ 募集を行う一般電気事業者自らの応札の有無
 - ハ 入札により受けようとする卸供給の規模
 - ニ 入札により受けようとする卸供給の開始時期
 - ホ 入札により受けようとする卸供給が満たすべき要件（上限価格を定めるときはこれを含む。）
 - ヘ 入札により受けようとする卸供給を決定するに当たっての評価の方法
 - ト 卸供給の契約に係る当事者間の負担及び責任に関する事項
 - チ 募集から調達の開始までの期間が十年を超えるものであるときは、供給を受ける区域内的の系統に関する情報
- 2 前項第一号の場合において、募集から調達の開始までの期間が十年を超えるものであるときは、上限価格が供給計画において経済産業大臣に届け出られたものであることを要しない。

第三十一条 法第二十二条第五項の公表は、募集の締切りの日の三月前から、営業所及び事務所において掲示することにより、これを行わなければならない。

<電気事業法第二十二条第五項>

（卸供給の供給条件）

第二十二条 一般電気事業者、卸電気事業者又は卸供給事業者（以下この条において「一般電気事業者等」という。）は、経済産業大臣に届け出た料金その他の供給条件（次条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）によるのでなければ、卸供給を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（中略）

- 5 卸供給を受けようとする一般電気事業者は、その卸供給を行う者及びその供給条件を入札により決定しようとする場合において、その入札の実施の方法が経済産業省令で定める要件に該当するものであるときは、その旨を、経済産業省令で定めるところにより、公表することができる。

【入札実施会社が自社応札しないケース】

競争性	上限価格		
	事前公表なし	事前公表なし	事前公表あり
	(漏洩等なし)	(漏洩等あり)	—
競争が十分な場合	競争により価格が定まる	競争により価格が定まる	競争により価格が定まる
競争が不十分な場合	上限価格を上限として価格が定まる	- 価格が上限価格に限りなく近づくおそれあり - 上限価格を探ろうとする不正が発生	価格が上限価格に限りなく近づくおそれあり

「発注者責任研究懇談会中間とりまとめ（1999年4月）」P20 を基に経済産業省作成（上限拘束ありケースを抜粋）

【課題に対する対応（事務局案）】

- 以上を踏まえると、入札実施会社が自社応札しない場合には、同社が上限価格を公表するか否かを選択できることとしてはどうか。
- 他方で、上限価格を公表しない場合には価格の漏洩による弊害が懸念され、特に入札実施会社の火力部門が他社と提携して入札を実施する場合の価格の漏洩が懸念されるが、入札実施会社の入札実施部門と火力部門間の「情報遮断の実効性・適切性」を、火力電源入札ワーキンググループにおいて、意見募集（RFC）後の入札募集要綱案の審議に当たり、厳格に審査することとしてはどうか。